

身体的拘束等の適正化のための指針

守谷市こども療育教室

1 基本的な考え方

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない支援の実施に努める。

(1)児童福祉サービス等指定基準における身体的拘束等禁止の規定

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他利用者の行動制限を行わない。

(2)緊急やむを得ない場合の要件

例外的に、以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ①切迫性 :利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ②非代替性:身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③一時性 :身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体的拘束等の適正化の検討に向けた組織体制

当教室では、身体的拘束の廃止に向けての取り組みについて虐待防止委員会で協議する。

なお、虐待防止委員会に関する事項は、守谷市こども療育教室虐待防止委員会内規によるものとする。

3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当教室の全ての職員に対して、身体的拘束等に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施する。

研修は、定期研修として年1回以上実施する。また、新規採用職員に対する新任研修を実施する。

研修実施後には、日時、参加者、内容等を記載した実施記録を作成する。

4 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1)3要件の確認

やむを得ず身体的拘束を行うときには、上記の3つの要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てを満たす状態であるか確認する。

(2)利用者本人及び家族への説明

身体的拘束等を行う可能性がある場合には、身体的拘束等が必要な理由、方法、時間、利用者の心身の状況等必要な事項について、適宜利用者本人及び家族に説明し了承を得る。

(3)緊急やむを得ない場合の対応

利用者本人の態様を踏まえ、対応している職員が緊急やむを得ないと判断した場合、当該利用者の家族から同意を得た上で身体的拘束等を行う。

(4)記録の作成

身体的拘束等を行った場合には、「身体的拘束等実施記録(様式1)」にその態様及び

時間、利用者の心身の状況等必要な事項を記載する。

(5)虐待防止委員会への報告

身体的拘束等を解除した後に、虐待防止委員会において身体的拘束等の実施経過について報告し、その妥当性について協議する。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当教室に掲示するとともにホームページに掲載し、利用者本人や家族がいつでも閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和5年1月31日より施行する。

附則

令和6年4月1日一部改正